

旭高原自然活用村（元気村）施設の利用にかかる予約方法変更のお知らせ

○ 現状

利用月	市民等、一般団体の 受付開始日	学校団体(※2)の 受付開始日
4月、5月、6月	1月10日	前年の10月1日
7月、8月、9月	4月1日	1月10日
10月、11月、12月	7月1日	4月1日
1月、2月、3月	前年の10月1日	前年の7月1日

※1 多目的広場などの無料利用施設を含む。 ※2 学校団体とは、小学校、中学校、高校、大学等をいう。

○ 変更後

➤ 施設の利用予約受付開始日を以下のとおり変更する。

利用月	市民等の受付開始日 (3か月前)	学校団体の受付開始日 (1年前)	一般団体の受付開始日 (6か月前)
4月、5月、6月	1月10日	年4回の受付開始日 にかかわらず「利用日」 の1年前 ※愛知県旭高原少年自 然の家利用団体は、同 施設と調整	前年の10月1日
7月、8月、9月	4月1日		1月10日
10月、11月、12月	7月1日		4月1日
1月、2月、3月	前年の10月1日		前年の7月1日

➤ ※開始日が休村日の場合は翌日を開始日とする。

➤ 学校団体に公的機関も加える。

変更後の学校団体（市外、県外を含む）
小学校、中学校、特別支援学校、高校、大学（ゼミを含む）、市・県関係、警察関係、観光協会、青年会議所、商工会、愛知県旭高原少年自然の家利用団体等 ※ 結婚式も学校団体と同様に扱う

➤ 6か月前から利用予約可能な一般団体の基準を設ける。

次のすべてを満たす場合に、6か月前から利用予約可能な一般団体とする。
① 団体である。 (例) スポーツチーム、こども会、学童の会、大学サークル、愛好会、企業など
② 団体として利用実績がある。
③ ファミリーロッジ、バンガロー、テントベースのうち、1種類以上全ての貸し切りがある。 もしくは、野外ステージでイベント（音楽演奏会、ダンス発表会など）を開催する。
④ 利用料金は、事前払いである。

※その他 ・上記③に加えて「つつじ屋敷・松風亭」の利用予約も可とする。
◆ 豊田市旭高原自然活用村条例 第6条第2項 「指定管理者は、有料利用施設の管理上必要があると認めたときは、(利用の) 許可に条件を付すことができる。」
◆ 豊田市旭高原自然活用村条例 第10条 「利用者は、許可を受けたときは、指定管理者に対し利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が認めたときは、利用日当日において納付することができる。」 ※ 利用料金の事前納付（利用日当日納付以外）対象は、宿泊約款等で定めている。原則、利用日当日納付は家族や小グループでの利用の場合である。